

平成26年労第309号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBに雇用され、業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月、Cによる多額の横領が発覚し、この横領の真相を究明するという名目で、同年〇月〇日、D、E、Fが着任し、職場状況が大きく変わり、請求人は、先輩のGがEとFから叱責され、平成〇年〇月頃から体調不良に追い込まれるのをみて、次は自分の番という恐怖を感じ、さらに、同年〇月〇日、Fと面談し、もうすぐGが懲戒解雇になり、請求人もこのままだと処罰されるということを言われ、ショックでパニック状態となり、同月〇日、Iクリニックに受診し「ストレス性関連障害」と診断されたとしている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の意見書によると、請求人は平成〇年〇月上旬にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとされている。請求人の症状等の経過に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）

において、業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的長時間労働は認められない。

(4) 請求人は、評価期間における業務による心理的負荷として、平成〇年〇月〇日、Fと面談し、Gがもうすぐ懲戒解雇になり、請求人もこのままだと処罰される旨言われ、ショックを受けたと主張する。

この点、Fは、要旨、処分をちらつかせ圧力をかけたことについては、Gの話に言及しつつ請求人の今後の行動について説諭したと述べている。当審査会としては、申立書添付の録音記録から当該面談の全経過を精査したところ、F

の発言の趣旨は、請求人の今後の行動の説諭であったとみるのが相当であり、仮にFの「彼が懲罰を受けたり、懲戒解雇を受けたならば、あなたもその対象になる」との発言を捉え、業務による心理的負荷評価表の「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）の項目に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(5) 請求人は、上記(4)の他、評価期間における業務による心理的負荷として、GがEとFから叱責され、体調不良に追い込まれるのをみて、次は自分の番という恐怖を感じたとも主張するが、当該出来事は、他人に起こった出来事であり、業務による心理的負荷評価表のいずれの項目にも該当せず、業務による心理的負荷の評価の対象とはならないものと判断する。

(6) したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」に至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(7) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。